

第2章 災害予防対策

[適正で確かな災害予防の活動計画]

[災害に備える基礎づくり]

第1節 風水害等に強いまちづくり

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 風水害等に強いまちづくり

1 風水害等に強いまちの形成

市、国及び県は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

また、国、県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。県及び市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

市及び県は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

国、県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 災害危険区域の指定等

市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

3 予測、観測の充実・強化等

国、県及び市は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

4 生活防災緊急対策

市及び県は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

5 所有者不明土地の利活用

地震災害対策編 第2章 第1節の「第4 所有者不明土地の利活用」を準用する。

第2 水害予防対策

1 目的

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2 現況

(1) 河川

本市は、北上川水系を中心とした河川が、東側を北上川、西側を迫川が市域を3等分するように南北に貫流し、夏川、二股川等の県管理の一級河川27河川及び市管理の準用河川3河川と160の普通河川が注いでおり、雨期における増水、溢水等により水害の危険性を有している。

出水の原因は、ほとんどが大雨によるものであり、台風、前線の停滞、低気圧によって起こることが多い。

なお、洪水対策として、迫川には南谷地遊水地（栗原市若柳～登米市石越町）、長沼ダム、旧迫川に蕪栗沼遊水地（大崎市田尻～登米市南方町）が設けられている。

(2) 湖沼・ため池

本市には、伊豆沼、内沼、長沼や大小のため池があり、重要な農業用水源となっている。

ため池については、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が脆弱化しているのが現状であり、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は人命にまで及ぶおそれがあり、事前に対策を講じる必要がある。

また、伊豆沼などの沼についても、豪雨等によって水害が発生するおそれがある。

(3) 農業用河川工作物

本市では農業用用水の大部分を河川に依存しており、大小河川には用・排水機場をはじめ頭首工、樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には河川法制定以前の古くから設けられているものもあり、洪水時には決壊等の河川災害を招く恐れがあることから、事前に対策を講じ、整備補強する必要がある。

3 保全事業の施行

市は、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(1) 河川改修事業

市は、北上川をはじめとする河川の洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、国及び県に対し、河川改修工事の促進等を要請する。

なお、過去の水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努める。

河川管理者は、河川改修計画等において、次のような事業方針を示している。

ア 国、県における一級水系の河川整備基本方針等

○ 北上川

下流部（県内の）については、堤防の新設、改築、嵩上げ及び低水路の堀削を行って河積の増大を図り、水衝部には、護岸等を施工し洪水の安全な流下を図る。

○ 旧北上川

旧北上川については、堤防の新設、改築、嵩上げ及び水衝部の護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

○ 迫川

迫川上流部においては、既設の花山ダム、栗駒ダムのほかに、二迫川に荒砥沢ダム、長崎川に小田ダムが完成し、下流においては、既設の南谷地遊水地、長沼ダムの完成及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

また、旧迫川においては、蕪栗沼遊水地及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

イ 準用水系の河川整備基本方針等

本市が管理する準用河川は、3河川（締切沼川、黄牛中江川、形沼川）で、総延長は3、950mである。

締切沼川は、津山町柳津地区を流下し一級河川北上川に流入する、流域面積2.74km²、流路延長1、730mの河川である。黄牛中江川についても津山町柳津地区を流下し一級河川北上川に流入する河川であり、流域面積1.58km²、流路延長1、240mである。形沼川は、津山町柳津地区を流下し一級河川南沢川に流入する、流域面積0.3km²、流路延長980mの河川である。3河川は比較的近接しており、締切沼川、黄牛中江川は北上川に流下していること、形沼川についても南沢川の北上川合流地点付近に流下していることから北上川と治水上密接な関係のある河川となっている。

現在、この3河川の流下箇所付近に近接して、旧北上川分流施設改築事業（国）、南沢川河川改修事業（国）、南沢川総合流域防災事業（県）など河川改修事業が行われており、この関連整備として津山町柳津地区の内水・治水対策のため、締切沼川、黄牛中江川、形沼川への排水機場設置（国）、締切沼川の南沢川横断サイフォン（2箇所）の設置（国）などの河川改修事業が進められている。

ウ 普通河川の事業実施基本方針

本市が管理する普通河川は、160 河川、231.43km である。これらの河川の多くは、川積が狭く自然護岸で蛇行している現状であり、整備区間においても土砂の堆積等により流下能力が低下している箇所が生じており、溢水や堤体崩壊による災害の発生が懸念される。

このため、危険度の高い河川から逐次整備を行い、災害の未然防止に努める。

(2) ため池等整備事業

ア ため池整備事業

農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等々を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

イ 農業用河川工作物応急対策事業

構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(3) 保安林整備事業

水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化の目的から、林床植生の消滅や表土の流出など、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐を行うほか、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど、森林整備を行う。

(4) 農業用・排水施設の整備

河川の増水で農地の湛水被害が予測される地域において、排水機場等の整備を図るなど、湛水防除事業やかんがい排水事業等を推進する。

4 河川の維持管理

(1) 河川パトロールの実施

水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設及び占用工作物の点検等河川パトロールを定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。

(2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。

ア 構造の安全

出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講じる。

イ 操作規則の制定

次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業用排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプの運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。

- ① 流水を調節する施設
- ② 流水を分流させる施設
- ③ 治水上特に重要な内水排除施設又は流水調節施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制するなどの措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

- ① 流水の占用又は河川区域内の土地の占用
- ② 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
- ③ 河川における竹木等の流送

(4) 水質事故対策

東北地方整備局、県及び市は、油流出等の水質事故に対処するため、平時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

5 気象、水象等の観測

災害時はもとより、常時、河川の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風等の観測施設を設置して観測を行う。

また、観測機関相互の情報交換、連携に努める。

6 水防資機材の整備・充実

水防管理団体が行う水防活動を円滑にするために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

7 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、各水防管理団体は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確

保し、その育成、強化を図る。

8 水防計画の作成

市長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加えて必要に応じ変更し、その要旨を公表する。

(1) 水防活動組織及び活動体制の確立

(2) 河川管理施設の管理及び操作

(3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定

(4) 水防施設及び水防資機材の整備

(5) 気象、水象の観測及び通報等の活用

(6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備

(7) 水防活動従事者の安全確保

(8) 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者又は下水道管理者の同意及び協力を含む）

(9) その他水害を予防するための措置

9 洪水浸水想定区域の指定

市及び県は、東北地方整備局の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川）及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川（水位周知河川）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があると認める場合には、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講ずる。

10 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

11 農地防災対策及び農地保全対策

市及び県は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

また、農業用ため池について、県及び施設管理者と調整のうえ、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。

12 流域治水の推進

施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となつて行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。

河川管理者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定や流域水害対策計画の策定の推進を図る。

13 利水ダム等の事前放流の取組

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

14 浸水被害防止区域の指定

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

15 雨水出水浸水想定区域の指定

市及び県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知する。

16 超過洪水対策

市及び県は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。

第3 土砂災害予防対策

1 目的

地震災害対策編 第2章 第2節の「第1 目的」を準用する。

2 土砂災害防止対策の推進

国、県及び市は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

(1) 土砂災害のおそれがある箇所の調査、把握

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

(2) 土砂災害防止のための啓発活動

市は、土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域について、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に地域住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

地震災害対策編 第2章 第2節の「第4 急傾斜地崩壊防止施設の整備」を準用する。

(4) 市の役割

市は、土砂災害の警戒避難体制に関してあらかじめ下記の事項を定めておく。

①市地域防災計画において定める事項

- ア 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- オ 救助に関する事項
- カ 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

②避難指示等の発令基準及び発令対象区域

③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所

④上記①イのほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

⑤上記①エのほか、土砂災害時の要配慮者利用施設、在宅の避難行動要支援者に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者情報の共有方法

⑥土砂災害に係る防災意識の向上方法

(5) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、土砂災害警戒区域内に「要配慮者利用施設」がある場合には、防災無線、電話、ファクシミリ、電子メール等により、土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。

(6) 土砂災害ハザードマップの作成

県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、市は土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた土砂災害ハザードマップを作成し配付する。

3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進

地震災害対策編 第2章 第2節の「第3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進」を準用する。

4 砂防設備の整備

地震災害対策編 第2章 第2節の「第5 砂防設備の整備」を準用する。

5 治山事業

地震災害対策編 第2章 第2節の「第6 治山事業」を準用する。

6 盛土による災害防止

地震災害対策編 第2章 第2節の「第10 盛土による災害防止」を準用する。

第4 地盤沈下災害予防対策

地震災害対策編 第2章 第2節の「第9 地盤沈下防止」を準用する。

第5 風雪害予防対策

1 目的

強風及び積雪に伴う災害や道路交通障害等の風雪害を未然に防ぐため、各種施設の整備を図るとともに、除雪等の円滑な実施を図る。

2 現況

本市における強風は、主に台風時に集中しており、積雪は、30cmを超えることは稀である。

風雪による災害は、主としてビニールハウス等の農業用施設や農作物への被害が多く発生している。

3 除雪体制等の整備

積雪時における通常の交通路の確保ために、除雪グレーダー等を使用して万全を期す。なお、農林水産業に関する風雪害対策については、本章本節「第6 農林水産業災害予防対策」による。

(1) 主要道路の確保

市は、積雪による孤立防止を図り、主要生活道路の交通を確保するため、除雪すべき路線を選定し、影響の大きい道路から除雪する。

今後、道路の整備状況等により、除雪路線の見直しを行い、交通の確保に努める。

(2) 消防水利の確保

積雪時における消防活動に支障を来さないよう、消防団及び消防機関は、消防水利の確保に万全を期す。

第6 農林水産業災害予防対策

1 目的

大規模な災害により、農業、畜産業、養蚕業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、市は、県及び各関係機関と連携を保ちながら、的確な対応を行う。

2 現況

本市の農業・畜産・林業については、地勢的環境と気象の条件から水害・風害・干害・冷

害・凍霜害などによる被害を絶えず受けている。

また、林業については、雪害の発生がみられ、頻度は少ないものの、一度発生すれば林業の特質上その被害は甚大なものとなる。水産業については、河川、湖沼に漁業権が設定された内水面漁業が主で、被害は少ない。

3 防災措置等

市は、次のとおりの災害予防対策を推進する。

(1) 農地、農業用施設の災害の防止

農業の有する多面的機能（洪水防止、水資源の涵養、生態系保全等）を発揮・維持するため、防災重点農業用ため池や農業用排水機場等における整備・改修などのハード対策に加え、ハザードマップの作成などのソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進する。

あわせて、水田が持つ雨水貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組のほか、農業用ダム等の洪水調節機能の強化や農業用排水機場の有効活用など、あらゆる関係者が一体となって進める「流域治水」を、国の新たな土地改良長期計画等に基づき総合的に推進し、災害リスクの低減を図る。

また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

ア 避難路や避難地等の確保

(ア) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備。

(イ) 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備。

(ウ) 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備。

イ 消防用施設の確保

(ア) 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備。

(イ) 防火水槽整備

40 t 級防火水槽の整備。

ウ 集落の防災設備整備

(ア) 集落防災設備整備

老朽ため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備。

(イ) 公共施設補強整備

防災上補強が必要な既存の橋梁等、公共施設の整備。

エ 災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに、災害時の情報伝達を行うために必要な防災無線の整備。

オ 農業気象対策の推進

農業気象業務については、仙台管区气象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、災害の未然防止を図る。

また、農業気象予報及びその技術対策の周知徹底を図るため、県から市、農業団体等に配布される農業気象に関する資料を活用し、気象情報の把握及び災害防止に努める。

- ・ 農業異常災害対策速報…………… 随時
- ・ 農業気象 1 ヶ月予報…………… 毎週 1 回
- ・ 農業気象 3 ヶ月予報…………… 毎月 1 回
- ・ 暖候期予報に基づく技術対策…… 毎年 3 回

カ 病虫害防除体制の整備

病虫害の防除を適期・適正に行うため、関係機関との連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努める。

キ 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

(ア) 畜産業対策

- ① 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。
- ② 牧草地の栽培管理技術の徹底した普及を図り、自然災害の未然防止に努める。
- ③ 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。
- ④ 水害
 - a 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。
 - b 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。
- ⑤ 干害
 - a 給水施設（井戸等）の整備管理を指導する。
 - b 干害に比較的強い品種の導入を指導する。
- ⑥ 凍霜害
 - a 牧草のてん圧を励行させる。
凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する
 - b 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。
- ⑦ 冷害
 - a 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。
 - b 栄養障害の疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。

⑧ 雪害

- a 融除雪を促進するため溝築を指導する。
- b 牧草の秋期てん圧を指導する。
- c 家畜の運動を指導する。

⑨ 火災

育雛施設等火気使用施設の取扱いについて注意するよう指導する。

(イ) 養蚕業対策

養蚕業については、風水害等の被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、管理に努めるよう指導する。

(ウ) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害、風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪降ろし、融雪、除雪などの対策を講じるよう指導する。

(エ) 林業対策

森林の生育状況に応じた適時適切な間伐等の保育作業を実施するなど、災害に強い健全な森林の育成を指導する。

(オ) 水産業対策

漁場利用方法を技術的に指導するとともに、漁船の安全性の確保と漁場造成を推進するよう指導する。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

被災により生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備に努める。

(4) 営農用資機材の確保

イ 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

ロ 県は、稲、麦、大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備の種子などを関係機関と連携し備蓄できるよう対策を講じる。

第 2 節 都市の防災対策

地震災害対策編 第 2 章の「第 5 節 都市の防災対策」を準用する。

第3節 建築物等の予防対策

実施担当	関係機関
総務部 建設部 教育部 医療局	宮城県

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目 的

災害による建造物の被害を防止するため、必要な事業対策に関し定める。

第2 防災事業の施行**1 浸水等風水害対策**

市及び施設管理者は、劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。

市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより、災害を未然に防止する。

3 特殊建築物、建築設備の防災対策

市及び県は、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

4 文化財の防災対策

市及び県は、国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

5 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度などを活用し、促進を図る。

6 落下物の防止対策

市及び県、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

実施担当	関係機関
総務部 建設部 上下水道部	東北経済産業局 宮城県 東北電力ネットワーク（株）栗原登米電力センター （一社）宮城県ＬＰガス協会（登米ＬＰガス協議会） ＮＴＴ東日本（株）宮城事業部 日本水道協会宮城支部 登米市管工事業協同組合

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

地震災害対策編 第2章 第7節の「第1 目的」を準用する。

第2 水道施設

地震災害対策編 第2章 第7節の「第2 水道施設」を準用する。

第3 下水道施設

市は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、大雨時における浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上を推進するとともに、災害対策用資機材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

市は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに、住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

地震災害対策編 第2章 第7節 第3の「2 下水道施設維持管理」を準用する。

3 下水道防災体制

地震災害対策編 第2章 第7節 第3の「3 下水道防災体制」を準用する。

4 浸水被害の軽減

市及び地方公共団体は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

第4 電力施設

東北電力ネットワーク（株）栗原登米電力センターは、災害による施設の被害を最小限に抑えるため、電力供給施設・設備の防災性の向上に努めるとともに、防災訓練の実施、従業員に対する防災教育を実施し、防災意識の高揚に努める。また、被災した場合における迅速な応急復旧体制を確立する。

また、電力供給施設・設備の災害予防では、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

第5 ガス施設

地震災害対策編 第2章 第7節の「第5 ガス施設」を準用する。

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平時非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

また、電気通信施設の災害予防では、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

2 体制の整備

地震災害対策編 第2章 第7節 第6の「2 体制の整備」を準用する。

3 災害復旧用資機材の確保

地震災害対策編 第2章 第7節 第6の「3 災害復旧用資機材の確保」を準用する。

4 停電とふくそう対策

地震災害対策編 第2章 第7節 第6の「4 停電とふくそう対策」を準用する。

第7 共同溝・電線共同溝の整備

市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性等にも配慮する。

第8 廃棄物処理施設

地震災害対策編 第2章 第7節の「第8 廃棄物処理施設」を準用する。

第9 災害用井戸・湧水

地震災害対策編 第2章 第7節の「第9 災害用井戸・湧水」を準用する。

[災害に備える仕組みづくり]

第5節 職員の配備体制

実施担当	関係機関
総務部 教育部 医療局 上下水道部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

地震災害対策編 第2章 第9節の「第1 目的」を準用する。

第2 庁内における防災対策推進体制の充実・強化

地震災害対策編 第2章 第9節の「第2 庁内における防災対策推進体制の充実・強化」を準用する。

第3 災害対策本部

1 災害対策本部の組織

地震災害対策編 第2章 第9節 第3の「1 災害対策本部の組織」を準用する。

2 指揮命令系統

地震災害対策編 第2章 第9節 第3の「2 指揮命令系統」を準用する。

3 災害対策本部の設置及び廃止

地震災害対策編 第2章 第9節 第3の「3 災害対策本部の設置及び廃止」を準用する。

4 本部の運営

地震災害対策編 第2章 第9節 第3の「4 本部の運営」を準用する。

5 警戒配備の体制

災害対策本部設置の前における風水害等に対する警戒配備体制は、次のとおりとする。

(1) 警戒配備（0号配備）

部（局）長（総務部にあっては危機管理監）又は総合支所長が風水害等に対する警戒が必要であると認めた場合、警戒配備体制をとり、情報収集及びその通報にあたる。

(2) 特別警戒配備（1号配備）：警戒本部・支部

危機管理監が風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合、警戒本部及び警戒支部を設置し、災害応急対策を実施する。

(3) 特別警戒配備（2号配備）：特別警戒本部・支部

副市長が風水害等に対する警戒態勢をより一層強化する必要があると認めた場合、特別警戒本部及び特別警戒支部を設置し、災害応急対策を実施する。

6 水防本部

地震災害対策編 第2章 第9節 第3の「6 水防本部」を準用する。

7 原子力災害警戒本部

地震災害対策編 第2章 第9節 第3の「7 原子力災害警戒本部」を準用する。

8 職員の配備・動員体制

地震災害対策編 第2章 第9節 第3の「8 職員の配備・動員体制」を準用する。

9 防災関係機関の配備体制

地震災害対策編 第2章 第9節 第3の「9 防災関係機関の配備体制」を準用する。

第4 防災担当職員等の育成

地震災害対策編 第2章 第9節の「第4 防災担当職員等の育成」を準用する。

第5 人材確保対策

地震災害対策編 第2章 第9節の「第5 人材確保対策」を準用する。

第6 感染対策

地震災害対策編 第2章 第9節の「第6 感染対策」を準用する。

第7 マニュアルの作成

地震災害対策編 第2章 第9節の「第7 マニュアルの作成」を準用する。

第8 業務継続計画（BCP）

地震災害対策編 第2章 第9節の「第8 業務継続計画（BCP）」を準用する。

第6節 情報通信網の整備

実施担当	関係機関
総務部 まちづくり推進部	宮城県 防災関係機関 放送各社

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

地震災害対策編 第2章 第10節の「第1 目的」を準用する。

第2 宮城県における災害通信網の整備

1 防災対策の推進等

地震災害対策編 第2章 第10節 第2の「1 防災対策の推進等」を準用する。

2 情報伝達ルート多重化

地震災害対策編 第2章 第10節 第2の「2 情報伝達ルート多重化」を準用する。

3 県防災行政無線の拡充

地震災害対策編 第2章 第10節 第2の「3 県防災行政無線の拡充」を準用する。

4 県総合防災情報システム

地震災害対策編 第2章 第10節 第2の「4 県総合防災情報システム」を準用する。

5 ヘリコプターテレビ画像伝送システムの整備

地震災害対策編 第2章 第10節 第2の「6 ヘリコプターテレビ画像伝送システムの整備」を準用する。

6 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備

地震災害対策編 第2章 第10節 第2の「7 大規模災害時緊急情報連絡システム」を準用する。

第3 登米市における災害通信網の整備

地震災害対策編 第2章 第10節の「第3 登米市における災害通信網の整備」を準用する。

第4 災害時における広報体制の整備

地震災害対策編 第2章 第10節の「第4 災害時における広報体制の整備」を準用する。

第 7 節 防災拠点等の整備・充実

地震災害対策編 第 2 章の「第 11 節 防災拠点等の整備・充実」を準用する。

この場合において、同節第 2 3 中「拠点の耐震化を図る」とあるのは「拠点の浸水対策を図る」と読み替える。

第 8 節 相互応援体制の整備

地震災害対策編 第 2 章の「第 12 節 相互応援体制の整備」を準用する。

第9節 緊急輸送体制の整備

実施担当	関係機関
総務部 建設部	東北地方整備局 宮城県 佐沼警察署 登米警察署 (公社) 宮城県トラック協会 (登米本吉支部) 東日本旅客鉄道(株) 仙台支社 株式会社ミヤコーバス 佐沼営業所 登米市バス協議会

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、市はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

国、県及び市は、緊急輸送ルート of 確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

3 警察その他関係機関との連携

災害時における緊急輸送環境を整備するため、臨時交通規制用資機材の整備・調達協力、う回路設定計画等について、市は警察、その他関係機関と協議し、その連携体制を確立する。

4 道路啓開体制の整備

市及び県は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第3 緊急輸送体制の整備

1 緊急通行車両等の事前届出

警察署が大規模災害時における緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握し、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図れるよう、市は、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い、必要となる車両について、佐沼警察署及び登米警察署に対し、事前届出を行う。

2 緊急輸送手段の確保

市は、災害時における物資や人員の緊急輸送に必要なトラック、バスの調達について県等関係機関と連携するとともに、災害時応援協定を締結している企業・団体から確保する。

3 緊急通行車両等事前届出済証

市が所有する車両（消防車両を除く）のうち災害時に必要な車両は、県公安委員会に対し、災害応急対策用として事前に「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けておくとともに、防災関係機関や民間事業所が所有する車両で緊急対策用として必要になるものについても事前交付の促進を図る。

第4 鉄道輸送路の確保

市は、災害時における人員及び物資の緊急輸送手段を確保するため、鉄道事業者との連携を強化する。

第 10 節 医療救護体制の整備

地震災害対策編 第 2 章の「第 14 節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。

第11節 避難対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 教育部	宮城県 防災関係機関 佐沼警察署 登米警察署 仙台管区気象台

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

地震災害対策編 第2章 第16節の「第1 目的」を準用する。

第2 避難誘導体制

市は、避難情報について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台等の協力を得つつ、あらかじめ避難勧告等の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。さらに、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民等への周知徹底を図り、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを生かした避難活動を促進するとともに、水害による避難情報の発令対象地域について、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

また、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

第3 水害、土砂災害における避難情報**1 避難情報と警戒レベル**

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難情報を発令する場合又は仙台管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。

高齢者等避難又は避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市民は、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、

災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル 5	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保	市
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）	高齢者等避難	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認	注意報（洪水、大雨）	仙台管区気象台
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨に関するもの	

2 避難情報の発令対象区域の設定

（１）水害

市は、洪水予報河川と水位周知河川について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、避難情報の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難情報の発令対象区域については地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

さらに、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合があることから、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていく。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報を絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。

（２）土砂災害

市は、土砂災害等に対する住民等の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

また、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が

高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。さらに、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

第4 指定緊急避難場所の確保

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、災害から住民等が一時避難するための場所について、公園、広場、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。

誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立ち退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについて、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

2 教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。さらに、地域の状況により必要な場合は民間施設について避難場所としての提供を要請する。

3 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等を想定）とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- (1) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
- (2) 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- (3) 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

- (4) 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- (5) 二次災害、複合災害の危険性のない場所であること。
- (6) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること
- (7) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- (8) 危険物施設等が近くにないこと。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

広域避難場所の収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し1人あたり2m²を確保して算定する。

第5 避難路の確保

地震災害対策編 第2章 第16節の「第4 避難路の確保」を準用する。

第6 避難路等の整備

地震災害対策編 第2章 第16節の「第5 避難路等の整備」を準用する。

第7 避難行動要支援者の支援方策

地震災害対策編 第2章 第16節の「第6 避難行動要支援者の支援方策」を準用する。

第8 教育機関における対応

地震災害対策編 第2章 第16節の「第8 教育機関における対応」を準用する。

第9 避難計画の作成

地震災害対策編 第2章 第16節の「第9 避難計画の作成」を準用する。

第10 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、洪水浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を記載した水害に関する洪水ハザードマップ及び土砂災害警戒区域、特別警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路を掲載した土砂災害ハザードマップ、風水害等発生時の行動マニュアルなどを作成し、市民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すように努める。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線等の整備を推進する。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。

さらに、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップ等を作

成し、市民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ検討を行う。

第 12 節 避難受入れ対策

地震災害対策編 第 2 章の「第 17 節 避難受入れ対策」を準用する。

第 13 節 食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保

地震災害対策編 第 2 章の「第 18 節 食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保」を準用する。

第 14 節 ボランティアのコーディネート

地震災害対策編 第 2 章の「第 19 節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

地震災害対策編 第 2 章の「第 20 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第 16 節 災害廃棄物対策

地震災害対策編 第 2 章の「第 21 節 災害廃棄物対策」を準用する。

[災害に備えるひとづくり]

第17節 防災知識の普及

実施担当	関係機関
総務部 教育委員会 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

地震災害対策編 第2章 第17節の「第1 目的」を準用する。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の市及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、災害時における迅速・的確な対応ができるよう、防災意識及び知識の普及徹底を図る。

(1) 職員災害対応マニュアルの作成・配付

この防災計画の概要を示すとともに、大規模災害時における職員としての行動基準、対策項目毎の初期活動要領、防災関係機関リスト等を内容とする、職員用災害対応マニュアルを作成・配付し、その習熟の徹底を図る。

(2) 職員研修の実施

防災教育は、各部、各課、各機関において行い、職場研修、国・県の研修制度等を活用し、職員の防災研修を実施するとともに、各種防災訓練への積極的参加を促進し、災害時活動の習熟の徹底を図る。

2 住民等への防災知識の普及

市は、住民等の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、防災に関する講習会等を実施し、その危険性及び早期避難の重要性を周知させるとともに、最低3日間、推奨一週間の食料、飲料水等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、自動車へのこまめな満タン給油、家庭での予防・安全対策、注意報・警報発表時や災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に取るべき行動、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、指定緊急避難場所での行動など、防災知識の普及・啓発を図る。また、災害時における家族間の連絡体制の確保を促す。

訓練等の実施に際しては、広報紙、ホームページ、チラシ等を活用して広く周知し、住民等の積極的な参加を呼びかける。

なお、防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮する。

(1) 市民向け防災ハンドブックの作成・配布等

災害に関する一般的な解説、常日頃の心構えや災害時における心得など、各家庭や地域における防災対策のポイント等を内容とする、市民向け防災ハンドブックを作成し、配布

する。併せて、ホームページにも掲載して、普及・啓発に努める。

(2) 防災とボランティア関連行事の実施

市は、毎年1月15日～21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」、6月12日の「みやぎ県民防災の日」、9月1日の「防災の日」等の日に併せて各防災関係機関と連携し、防災関係施設等の見学会、講習会、地震体験会等の防災イベントを企画し、実施に努める。

(3) 企業等における防災教育の推進

市は、企業等と協力して、防災知識等の普及に努め、市、県及び防災関係機関の行う防災訓練時に参加を呼びかけ、防災行動力の向上を図る。また、企業自らの防災訓練を実施するよう指導する。

(4) ハザードマップ等の活用

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、ハザードマップ等の配布又はホームページの掲載に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないことを、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあることから、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(5) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(6) 普及・啓発の実施

市は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工業団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、研修教材の貸出等の多種多様な媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、座談会等の開催により普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

①災害危険性に関する情報

- ・各地域における避難対象地区
- ・孤立する可能性のある地域内集落
- ・土砂災害警戒区域等に関する知識
- ・風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など

②避難行動に関する知識

- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
- ・各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の

確認

- ・各地域における避難情報の伝達方法など

③家庭内での予防・安全対策

- ・「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等への備蓄
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・自動車へのこまめな満タン給油
- ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・出火防止等の対策の内容（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等）
- ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めることなど

④災害時にとるべき行動

- ・近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・自動車運行の自粛
- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- ・様々な条件下 家屋内、路上、自動車運転中等でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動など

⑤その他

- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ・集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることなど

(7) 要配慮者及び観光客等への配慮

市は、防災知識等の普及にあたり、多言語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に考慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（L G B T等）のニーズの違いに十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、本市に来訪する観光客等に対しては、避難等に必要のパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、本市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(8) 災害時の連絡方法の普及

N T T東日本（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

また、携帯電話各事業者は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるW i - F i 接続サービスなどの普及を促進する。

第3 学校等教育機関における防災教育

地震災害対策編 第2章 第23節の「第3 学校等教育機関における防災教育」を準用する。

第4 市民の取組み

地震災害対策編 第2章 第23節の「第4 市民の取組み」を準用する。

第 18 節 防災訓練の実施

実施担当	関係機関
全部局	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第 1 目 的

地震災害対策編 第 2 章 第 24 節の「第 1 目的」を準用する。

第 2 訓練の実施及び参加

市は、大規模な災害発生に備え、市内の防災体制の確立を図るため、関係法令及びこの防災計画に基づき、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

また、訓練実施にあたっては、市及び防災関係機関の職員のほか、地域住民、その他関係団体等の参加、協力を得る。

1 総合防災訓練

市は、毎年、6 月 12 日（みやぎ県民防災の日）、9 月 1 日（防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。また、訓練実施後は、訓練結果について検討・評価を行う。

訓 練 内 容	
① 災害対策本部運用訓練	⑨ 避難訓練
② 職員招集訓練	⑩ 救出救護訓練
③ 通信情報訓練	⑪ 警備、交通規制訓練
④ 広報訓練	⑫ 炊出し、給水訓練
⑤ 火災防御訓練	⑬ 自衛隊災害派遣要請等訓練
⑥ 緊急輸送訓練	⑭ 避難所運営訓練
⑦ 公共施設復旧訓練	⑮ その他
⑧ 危険物事故処理訓練	

2 水防訓練の実施

水防訓練の実施は、概ね年 1 回とし、6 月から 8 月までの間で実施する。訓練内容の項目は以下に示すとおりである。

訓 練 内 容	
① 観測訓練（水位、雨量等）	⑥ 広報訓練
② 通報訓練（電話、無線伝達）	⑦ 避難及び立退き訓練（危険区域住民の避難）
③ 動員訓練（消防団の動員、地域住民の応援）	⑧ 樋門等操作訓練
④ 工法訓練（各種水防工法）	⑨ その他必要な訓練
⑤ 輸送訓練（資材、機材、人員）	

3 災害対策本部設置・運営訓練等

災害対策本部の設置など、非常配備体制の整備を図ることを目的として、職員の参集、動員配備及び情報の収集、伝達、対応指示命令等を内容とする災害対策本部（支部）設置・運営訓練を実施する。特に、勤務時間外の災害発生を想定し、職員を迅速かつ確実に招集できるよう勤務時間外の招集訓練を実施する。

4 図上訓練

災害時における人員、資機材等の動員体制を事前に把握し、計画的に整備するため、あらかじめ想定した災害の進行を図上に再現し、それぞれの災害様態に応じた対策及び処置を円滑に行うことができるよう、図上訓練を実施する。

5 消防訓練

消防機関の出動、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練を適宜実施する。特に烈風時を想定した住宅密集地等の火災防ぎょ訓練や林野火災防ぎょ訓練等を実施する。

6 自主防災訓練

地域住民が主体となって、避難の指示や誘導、情報の伝達、初期消火や救出救護方法などについて、防災訓練を実施する。訓練は、行政区や自主防災組織等を単位とするもの、複数の組織の連合若しくは学区を単位とするものなど、地域の事情に合わせて実施する。

なお、訓練に際しては、要配慮者への配慮やボランティア活動も想定して実施するよう努める。

第3 防災関係機関の防災訓練

地震災害対策編 第2章 第24節の「第3 防災関係機関の防災訓練」を準用する。

第4 救助・救急関係機関の教育訓練

地震災害対策編 第2章 第24節の「第4 救助・救急関係機関の教育訓練」を準用する。

第5 学校等の防災訓練

地震災害対策編 第2章 第24節の「第5 学校等の防災訓練」を準用する。

第6 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受け入れや避難所運営の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努

める。

- 4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
- 5 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

(訓練内容)

- (1) 避難訓練（避難誘導等）
- (2) 消火訓練
- (3) 浸水防止訓練
- (4) 救急救命訓練
- (5) 災害発生時の安否確認方法
- (6) 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- (7) 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- (8) 災害救助訓練
- (9) 市町村・自治会・他企業との合同防災訓練
- (10) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第 19 節 地域における防災体制

地震災害対策編 第 2 章の「第 25 節 地域における防災体制」を準用する。

第20節 企業等の防災対策の推進

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

地震災害対策編 第2章 第26節の「第1 目的」を準用する。

第2 企業等の役割**1 企業等の活動****(1) 企業等の防災上の位置づけ**

企業等は、大規模な災害の発生の際には組織自らが被害を受ける恐れがあることから、企業各々の防災対策は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 企業の防災力向上

企業等は、自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当

該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

(5) 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

2 企業防災の取組支援

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

3 避難確保計画に対する助言及び指導

要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表するなど、避難確保計画の作成を促すため必要な措置をとることができる。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で非常に重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災、その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供

-
- (10) 地元消防団との連携・協力
 - (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
 - (12) 大型の什器・備品の固定

第21節 災害種別毎予防対策

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 産業経済部 建設部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 火災予防対策**1 目的**

地震災害対策編 第2章 第15節の「第1 目的」を準用する。

2 現況

本市における過去の火災の出火原因は、たき火、タバコ、火入れ、放火、放火の疑い、コンロ等となっている。このことから、たき火、火入れの指導強化、日常生活における火気取扱の安全確保等、地域ぐるみの防火意識の高揚を図り、指導を強化していく。

3 情報の収集・伝達体制の整備

地震災害対策編 第2章 第15節 第2の「1 情報の収集・伝達体制の整備」を準用する。

4 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も起こっている。

このため、市及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱い方法の周知を図り、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季・秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、防災意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

市及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚なども重要であることから、幼少年消防クラブ及び女性防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限にとどめるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

5 消防組織の充実強化

地震災害対策編 第2章 第15節 第3の「1 消防組織の充実化」を準用する。

6 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、市は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を積極的に進める。

なお、市は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽を整備するとともに、自然水利、プール、ため池等を消防水利としての活用ができるよう整備を促進する。

7 消防団の育成

地震災害対策編 第2章 第15節 第3の「3 消防団の育成」を準用する。

8 火災予防措置

地震災害対策編 第2章 第15節 第3の「5 火災予防措置」を準用する。

9 消防計画の充実強化

地震災害対策編 第2章 第15節の「第5 消防計画の充実強化」を準用する。

10 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のた

め、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

本市における森林面積は 22,077.36ha で、市域面積の約 41%を占めている。森林面積の内訳は、国有林、2,659.43ha、県有林 921.59ha、市有林 2,886.72ha、私有林 15,609.62ha となっている。市内においては 2025 年に豊里町白鳥山で 62.4a を焼失、また、岩手県大船渡市では 3,370ha 焼失した大規模林野火災も発生している。各地で発生している林野火災の原因の多くは、たき火、タバコ等の不始末による失火となっている。そのため、入山者が多くなる季節には、十分な注意が必要である。

3 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、市町村は、許可した火入れ情報等を消防機関に共有する。

なお、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 市長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 市長は、消防法第 22 条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、市域内に在る者に対し、火の使用を制限する。

4 広報宣伝の充実

市及び関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生する恐れがあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 林野火災予防の推進

市及び関係機関は、相互の連携強化を図りつつ、林野火災に対する市民の関心を喚起し、林野火災予防のため、強力に運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

屋内外、登山口、林道及び作業道等の入り口へポスター、標識板、立看板等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、学校等の協力を得て、ラジオ等による広報、新聞及び市並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、市ホームページ及び SNS を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、防災意識の高揚とともに、普及・啓発を行う。

(5) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

5 森林等の管理、整備

森林の所有者又は管理者等は、防火線や防火樹帯の作設、自然水利の活用等による防火用水の確保、その他の林野火災予防上の措置を講じる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 防火用水施設の整備

自然水利を利用して防火用水の確保に努めるとともに、既存の堰堤等を利用して付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に立地条件、気象条件を配慮した防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した防火林帯等の整備に努める。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

6 防ぎょ資機材の備蓄、整備促進

市及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

市及び関係機関は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

7 防災活動の促進

消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

市及び関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。また、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

なお、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動機能の強化・充実を図る。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

(2) 住民への指導強化

(3) 出火防止のための査察指導

(4) 初期消火体制の強化

8 林野火災特別地域の指定

市は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策

地震災害対策編 第2章の「第8節 危険物施設等の予防対策」を準用する。

第4 鉄道災害予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招くおそれがあることから、事故災害防止のため、東日本旅客鉄道株式会社東北本部は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

市は、必要に応じて、東日本旅客鉄道株式会社東北本部が行う予防対策に協力する。

第5 航空災害予防対策

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、各航空会社は責任をもって航空機の安全な運航を確保する。市は、市域内において墜落等の事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、事故の状況の把握及び情報の収集等に関する体制を整えておく。

第6 道路災害予防対策

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

佐沼警察署、登米警察署は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、災害対策上必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

(1) 道路

ア 道路の防災対策

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

イ 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害の規模、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、災害の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図る。

ウ 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

エ 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、冠水対策等については、国、県及び関係機関との情報の共有化を図る。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努めるとともに、電線共同溝などの整備に努める。

なお、県は、災害防止にあたり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図り、市はこれに協力する。

4 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5 防災関係機関相互の応援体制

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結するなど平時より連携を強化しておく。

(2) 知事に対して自衛隊への派遣要請の依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 東北地方整備局は、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

6 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平時より相互の連携強化を図る。

7 緊急輸送活動

- (1) 佐沼警察署、登米警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、佐沼警察署、登米警察署は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

- (2) 佐沼警察署、登米警察署は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者のとるべき措置等について周知を図る。

8 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の啓蒙普及を図る。

第 22 節 複合災害対策

地震災害対策編 第 2 章の「第 27 節 複合災害対策」を準用する。